

令和5年4月28日（金）13時30分～

交通政策審議会 海事分科会 第159回船員部会

【岩下労働環境技術活用推進官】 それでは、定刻となりましたので、ただいまから交通政策審議会海事分科会第159回船員部会を開催させていただきます。

事務局を務めさせていただきます海事局船員政策課の岩下でございます。伊藤の後任として、4月1日付で着任いたしました。どうぞよろしくお願いいたします。

本日も、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、ウェブ会議により開催させていただきます。まず、ウェブ会議の操作方法についてご案内させていただきます。

委員の皆様におかれましては、カメラ、マイクの通信はOFF、マークにスラッシュが入った状態のままで、ご発言される際のみカメラ、マイクをONに、発言が終わりましたらカメラ、マイクをOFFにさせていただきますようお願いいたします。

ご発言時以外にカメラ、マイクがONの状態の方がいらっしゃいますと、通信状況が不安定になったり、回線が切れたりしてしまうおそれがございます。ご発言終了時にはカメラ、マイクを必ずOFFにさせていただくようお願いいたします。

また、傍聴者等の方々については、円滑な会議運営のため、映像、音声を拾わないよう、カメラ、マイクを常に切った状態、マークにスラッシュが入った状態で傍聴をお願いします。

その他ご不明な点、映像や音声通話に不具合が生じた場合は、事前にお伝えしている事務局の緊急連絡先までご連絡ください。

本日は、委員及び臨時委員総員18名中14名のご出席となりますので、交通政策審議会令第8条第1項及び船員部会運営規則第10条の規定による定足数を満たしておりますことをご報告申し上げます。

議事に入ります前に、事務局を務めさせていただいている海事局に人事異動がございましたので、ご紹介させていただきます。

船員政策課、富田雇用対策室長です。

【富田雇用対策室長】 雇用対策室長の富田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

【岩下労働環境技術活用推進官】 船員政策課、前里労働環境対策室長です。

【前里労働環境対策室長】 労働環境対策室長の前里でございます。どうぞよろしくお願いいいたします。

【岩下労働環境技術活用推進官】 船員政策課、木坂課長補佐です。

【木坂船員政策課課長補佐】 船員政策課の課長補佐の木坂と申します。よろしくお願いいいたします。

【岩下労働環境技術活用推進官】 以上となります。

本日の資料につきましては、ウェブ会議となっておりますので、事前にお配りした資料をご覧ください。

なお、開催前に当たりまして、事務局より1点、ご報告がございますので、谷口課長、よろしくお願いいいたします。

【谷口船員政策課長】 船員政策課長の谷口でございます。1点ご報告がございます。

船員部会でもご審議いただきました海上運送等の一部を改正する法律（案）につきましては、先ほど参議院の本会議で可決成立いたしましたので、ご報告申し上げます。今後、施行に向けて準備を進めてまいる予定でございますけれども、船員部会でもまたご審議いただく事項が出てくる見込みでございますので、ぜひまたいろいろなご意見、ご指導を頂戴できますようによろしくお願いい申し上げます。

以上でございます。

【岩下労働環境技術活用推進官】 ありがとうございます。

それでは、議事に入りたいと思います。野川部会長、司会進行をお願いいいたします。

【野川部会長】 それでは、令和5年度最初の船員部会を開催したいと存じます。

早速、議事に入ってまいります。

まず、はじめに本年2月及び3月の部会におきまして事務局よりお願いいいたしました船員行政のDXについて、公労使委員の皆様各々の立場からご意見をいただきたいと存じます。

事前に資料をご提出いただいた委員にご意見をいただくこととし、発言の順番でございますが、公益委員、労働者委員、使用者委員の順にご説明をいただきたいと存じます。

なお、本日ご出席委員の中には時間が限られている方もございますし、後ろに予定がある方もございますので、個々の発言について質疑応答という形式は取らず、各委員からご説明をいただいた後に、まとめて意見交換をさせていただきたいと存じます。各委員のご意見のご説明につきましては、大体5分ぐらいをめぐりにお願いいできればと存じます。

それでは、はじめに、本日ご欠席の加藤委員からのご意見について、事務局からお願いいたします。

**【木坂船員政策課課長補佐】** 船員政策課の木坂と申します。本日ご欠席されました加藤委員のご意見について、私のほうで代読させていただきます。資料に基づいてご説明させていただきます。

4月の部会には出席がかないませんでしたので、船員行政のDX化に関して質問並びに私見を申し上げ、議論の参考に供したく存じます。

今回頂戴した資料では、行政手続のオンライン化の推進に基づく諸施策に焦点が当てられています。雇入契約や船員手帳などは件数も大きく、それ以外の項目もデジタル化による時間短縮で受益額も大きく、できるところから可及的速やかに進めていただきたく存じます。もっとも、現時点までオンライン化がなされていなかった申請側、行政側の原因も併せて示し、それらの解決策も提示していただくことが、本施策の実効性を高めることになるかと存じます。

いま一つは、質問です。令和3年度の行政レビューにおいて「国土交通統計」がテーマの一つとなり、その過程で総合政策局から基幹統計と一般統計のオンライン化率が示されました。私の印象かもしれませんが、自動車と海事関連統計のオンライン化率の低さが際立っておりました。統計は政策の基本となる数値であり、政策評価には不可欠です。このたびのオンライン化には、こうした今後の政策の効率化や改善につなげるという視点もあるのでしょうか。もし、その視点がないのであれば、ぜひ含めていただきたく存じます。そして、今後、通信設備の拡充や更新に補助制度を導入するのであれば、それをデータ入力電子化が進むためのインセンティブとして利用する（電子申請などを条件として補助する）ことも一助であると考えます。

既にオンライン化を進めておられたり、今回の趣旨とは異なる不的確な意見であれば、ご放念いただきますようお願い申し上げます。

なお、念のため、行政レビューの資料も添付いたします。

以上です。

**【野川部会長】** ありがとうございました。

それでは次に、労働者委員からお願いいたします。

**【遠藤臨時委員】** 海員組合の遠藤です。よろしくお願いします。

それでは、船員行政DX化に伴う意見・要望についてということで、まず1点目の船員

法・船員職業安定法に基づく手続で困っている、または不便に感じていることですが、船員が行う行政手続については、運輸局窓口に出頭する手続がほとんどでございます。陸上休暇等における窓口での手続や、最寄りの港、自宅の近郊に船員行政窓口がなく、移動時間、そして費用がかかること、それから土日祝日・開庁時間外では受付できないことなどの制約がございます。

これらの手続に当たっては、申請書のほかにも、添付書類の準備に事前の手続や写真などが必要となるものもでございます。船員法及び船員職業安定法関係の行政手続のほとんどが、船員本人が運輸局などへ赴くことが必要とされており、大変不便に感じるところでございます。

2の船員行政のデジタル化に期待することですが、行政手続のオンライン化に関する政府方針に基づき船員行政のデジタル化を適正かつ厳正な制度の下、着実に進められることを期待するところではございますが、令和3年9月22日付のオンライン利用率引上げに係る基本計画にあります、雇入契約成立等の届出の利用率を上げる取組を引き続きお願いしたいと思っております。

さらに、記載の重点計画に関しまして、船員手帳に関する諸手続について、マイナンバーや住民基本台帳ネットワークシステムの連携によりまして、船員が事前準備を必要とする書類等の簡素化のほかに、これらとは別の情報ネットワークとの連携とともに、本人確認の一つの方策として、オンラインによる対話型システムの開発により、現行の本人出頭型のオンライン対応が可能となることに期待したいと考えております。

一方、政府方針に基づくものとして、オンライン化の実施を原則に、本人確認や手数料の納付も電子署名並びに電子納付が可能となることに期待したいと思いますし、また記載の着実な実施に期待したいと思っております。

続きまして、3の船員行政のデジタル化に合わせて実施することが望ましいことですが、各種申請等に関する問合せの対応などにAIを活用した窓口の設置が望ましいと考えております。また、上級海技士免状取得に必要な乗船履歴などは、可能であれば、過去履歴を含めたものなどの情報の蓄積。それから、デジタル化に伴い、船員手帳の内容は電子情報として蓄積し、電子的方法による本人の確認が可能なシステムが望ましく、船員本人並びに乗船中における行政等の資格確認などへの対応については、電子情報以外の対応も含め、船員手帳での物理的確認が可能となる対応が必要と考えます。

最後になりますけれども、その他船員行政のDXに関するご意見といたしましては、オ

オンライン化された場合、オンラインの対応はどこで行われ、また各運輸局から独立したデータセンター的などところになるのか。申請内容によっては、会社の情報、状況等のバックグラウンドなどを踏まえた対応は、現状を把握している運輸局での対応が望ましいと考えられることから、窓口を分ける場合は、配慮が必要になってくるのではないかと考えます。

また、日本独自のDX推進ではなく、IMOなど国際機関を軸とする全世界同一規格でのDXが必要になってくると考えますし、オンライン窓口とともに、従前の窓口の継続も必要であり、船員の個人情報、各企業の情報が電子化され蓄積されることから、各情報のセキュリティ対策等の体制整備に万全を期することが必要になってくると考えられます。

やはり、今般のDX化の推進に当たっては、船内事務作業の軽減がなされなければ意味がございませんし、労務軽減につながる現実に即した実現可能なDXの推進をお願いし、法改正も含めた検討が必須になると考えられるため、DX化に伴う説明会も含め、周知期間や実施までのロードマップ等の作成をお願いしたいと思います。

あわせて、各種資格の更新講習のリモートでの対応や、オレンジブックを含む船員手帳の有効期間の延長も検討願えればと思っております。

海員組合は以上です。

**【野川部会長】** ありがとうございます。

それでは次に、本日ご欠席の小笠原委員からのご意見につきまして、先ほど同様、事務局からお願いをいたします。

**【木坂船員政策課課長補佐】** 旅客船協会のご意見についても、私のほうで代読させていただきます。分量が多くございますので、ポイントを絞ってご説明させていただこうと思っております。

まず1つ目、船員法・船員職業安定法に基づく手続で困っている、不便に感じていることとございます。まず、船員の求人募集は運輸局に届出をしておりますが、求職者の閲覧はハローワークでも可能にしてほしいと、そういった求人募集に関するご意見というものをいただいております。加えまして、雇入・雇止手続をオンライン化していただきたい、船員手帳や海技免状についてデジタル化を図るといったことで、オンラインで船員管理をしやすいしていただきたいといった、船員手帳に関連する手続のオンライン化等による手続の見直しということについてのご意見、ご要望をいただいているところでございます。

続きまして、②では、船員行政のデジタル化に期待することといたしまして、運輸局から遠く地理的に不利な会社であっても、申請手続に際し、時間的費用的不平等を受けない

よう期待するということ、度重なる船員法の改正により、会社の労務担当者の業務量が増大しているため、手続の簡略化やオンライン化を早期に実現していただきたいということでの手続の簡素化にご期待いただいているところでございます。

3つ目のものとして、船員行政のデジタル化に合わせて実施することが望ましいことといたしまして、幾つかご意見をいただいております。まず、船員法施行規則の一括届出関係書類について電子的な入力が可能であるところですが、添付書類については引き続き窓口手続が必要といったところで、この点についてもデジタル化を図ってほしいといったご意見をいただいております。あとは、船員手帳の内容確認において、船員保険関係とか、労災保険関係も、マイナンバーとの連結ということを行っていただきたい。こういった申請手続の簡素化に向けた対応に関するご意見といったものをいただいているところでございます。

4つ目として、その他船員行政のDXに関するご意見として、ARやVRを利用した船員教育プログラムの開発とか、近年の法改正の際の実運用までの準備期間の問題、その部分について十分な準備時間をいただきたいといったご要望をいただいているところでございます。

その他（全般）の話として、船員手帳のデジタル化、雇入・雇止・職務変更等の手続をインターネット経由で行えるようにしていただきたいということをお願いしております。

加えまして、個別の意見ではないけれども、船員手帳の関係とか、就業規則の関係とか、36協定の関係といった部分については、紙媒体・押印が基本となっている。この部分についても電子化が進むようお願いしたいといったご意見をいただいているところでございます。

そういったところで、船員行政手続の簡素化、船員行政手続のデジタル化でそういったことに積極的に取り組んでいただきたいというご意見をいただいております。

加えまして、現場の理解、プロセスが変わることへの拒否反応も予想されるということがありますので、セミナー等の実施を行うなど、制度変更について分かりやすい説明ということが求められていると認識しております。

あと、加えまして、一杯船主会社等では、高齢の船員、高齢社員により最小の体制で運営しており、最新状況への対応は難しいと思われるということでございます。

最後に、特に小型船舶による小規模事業者においては、船員が高齢化するなど、先ほど申し上げましたとおり、最小限の事務体制で運営しているところも存在し、プロセスが変

わることへの抵抗感やデジタル化への対応が困難な場合も予想されます。そのため、これら事業者に対し、セミナー等を活用した丁寧な周知を行うなど、環境整備に向けた配慮をお願いします。

以上です。

【野川部会長】      ありがとうございました。

それでは次に、木上委員からお願いしたいと存じます。よろしく願いいたします。

【木上臨時委員】      大日本水産会の木上です。ご発言の機会をいただき、ありがとうございます。感謝申し上げます。

漁業界では、4級海技士、それから5級海技士の乗船実習コースを創設していただきまして、漁船漁業に就業する若者のキャリアアップ支援、それから漁業経営者の船舶職員不足の問題を解消するためのツールとしてこのコースが機能し始めておりまして、関係者一同、感謝しているところです。

本日は、先ほど海員組合さんのお話にもありました、船員手帳の認証のため船員本人が運輸局へ赴くことが必要とされているということの不都合に関する具体例として、要望を上げさせていただきます。

先般、4級海技士・5級海技士の養成施設の卒業生を対象とした海技士乗船実習コースで海技免状取得に関する乗船履歴の短縮が実現したわけですが、口述試験に合格して発給されました海技免状には履歴限定が所定の月数付されております。この履歴限定の解除には、所定の月数の乗船履歴が経過した後に、本人が雇入れした地方運輸局に申請する必要があります。

水産業界では遠洋漁業、特にかつお・まぐろ漁業においてこの船員不足が非常に顕著となっております、船舶職員の不足ということで実習コースが活用されているわけですが、長期航海で解除に必要な履歴を超えても数か月乗船しているケースが多々見られます。そのために、せっかく皆様のご配慮により創設していただいたこの制度が、本人のキャリアパスにとっては、同実習コースに乗船しないほうが結果としてスムーズに当該海技免状の効力が得られるということも想定されております。したがって、今回、4・5級船舶職員養成施設の卒業生が、法律上必要とされる最小限の乗船履歴で当該海技士免許を取得、発給されるよう、そして効力が発揮されますよう、このデジタル化によって本人認証と厳格化という点でデジタル化を推進していただければありがたいと思います。

以上です。

【野川部会長】 ありがとうございます。

それでは次に、藏本委員からお願いいたします。よろしく申し上げます。

藏本委員、お入りになっておられますか。

【藏本臨時委員代理（畑本様）】 内航総連の畑本と申します。すみません、藏本委員の機材に不具合があるようなので、こちらから発言してもよろしいでしょうか。

【野川部会長】 藏本委員がご了解であれば、構いませんが。

【藏本臨時委員代理（畑本様）】 はい。事前に指示を受けております。では、資料1-5をご覧ください。内航総連のほうで取りまとめた内容となります。

現在、地方運輸局で行う船員行政の手続のほとんどが、船の都合もありますが、局の閉庁日に当たってしまい、開庁時間になかなか行けないということがあります。船に居る船長がこの手続を行っているため、大きな制約を受け、そこにも労務の時間がかかっているという事実があります。

このことから、DX化に際して、PC、タブレット、スマホに対応した24時間365日の船員行政の手続を求めるところであります。また、オンラインシステムの構築に当たっては、必要な添付書類を簡便にシステム上で添付できるような形としていただきたいと思います。

2番目ですけれども、船主が基本データを一括登録することによって、各種申請の記載事項の共通事項が自動に表示されるような仕様とすることで、入力の間違いをなくし、入力の簡素化を図るような仕様にしていただきたいと思います。

3つ目ですが、全ての申請の受領状況、承認完了の状況を申請者がリアルタイムで確認できるようなシステムにしていただきたいと思います。特に船舶所有者・船長の、双方向から申請が出来るようなシステムとしていただきたいと思います。

4つ目ですが、使用者が一律にシステムの使用方法を熟知して運用できるわけではないので、電話相談窓口や24時間受付が可能なメール問合せ先等を設置していただきたいと思います。

最後ですけれども、船員手帳をマイナンバーカードと紐づけて、手帳、免状、無線免許、特定港裏書等を一本化する。可能であれば、船員保険の保険証、年金、健康管理まで一元管理するようなデータベースの紐づけ、その辺りをしていただきたいと思います。

その他については添付を後でご確認ください。

以上です。

【野川部会長】 ありがとうございます。

それでは次に、関委員からお願いいたします。よろしくお願いいたします。

【関臨時委員】 では改めて、船協内航委員の関でございます。今日ご意見を申し上げているのは、内航業界というところの意見は先ほどご説明のあった内航総連の資料のとおりで、付け加えるものはございません。今回ご提供しているのは、私の担当する近郵船舶管理の労務担当者に、その中でも特に急ぐものは何なのかということをお願いしたところ、求人・求職というところと、当直部員の認定で船員本人が出頭する、そこが非常に負担であるというところで、参考として意見を申し上げました。

以上でございます。

【野川部会長】 分かりました。改めて中身については、よろしいですね。

【関臨時委員】 大丈夫です。

【野川部会長】 ありがとうございます。

それでは次に、友田委員からお願いいたします。よろしくお願いいたします。

【友田臨時委員】 日本船主協会の友田でございます。前回の船員部会で谷口課長からご説明のありました、国土交通省が進める船員行政手続のデジタル化につきまして、当協会の意見をご説明申し上げます。

まず、ヒアリングですけれども、当協会でも、外航日本籍船を所有または運航する中核15社に対して、以下の3つの項目についてヒアリングを行い、意見を取りまとめました。

1つ目は、船員法・船員職業安定法に基づく手続で困っている、または不便に感じていること及びデジタル化に際しての見直しや改善の提案について、2つ目は、船員行政のデジタル化に期待すること、3つ目は、その他、国土交通省のDX取組に対する意見でございます。それぞれの質問に対して寄せられました回答数は、スライドに表示のとおりでございます。

それでは、次のスライドから各質問の回答サマリーについてご説明いたします。

1つ目の質問では、船員行政に関する個別の手続において現在困っていること、デジタル化に際しての改善提案を挙げてもらいました。最も意見が多かったのが、船員手帳、海技免状、資格証明、健康証明、つまり船員個人に関する手続でございました。こちらは外国人船員が日本籍船に乗組むための手続きへの改善意見が多く含まれておりました。次いで、欠員届及び航行許可に係る申請、雇入・雇止申請、労使協定

書・就業規則の届出について、多くの改善意見が寄せられました。ここでは幾つかの意見をピックアップして述べさせていただきます。

1つ目ですが、乗組員が緊急下船となり、当該港で交代者を手配できない場合など、欠員届と航行許可に関する手続が必要ですので、窓口受付時間外である夜間や休日の場合、申請とその受理が遅れ、船舶スケジュールに影響が出るケースがあります。これに対しましては、オンライン申請手続の整備による開庁時間の制限をなくすとともに、夜間・休日の届出受理と許可の交付等の対応をしていただきたく存じます。

2つ目から4つ目は、外国人船員に関する手続に関してするものでございますが、国内での窓口出頭が必要であったり、国外からの原本郵送に時間がかかるなど、様々な点が指摘されております。デジタル化に際しましては、ほかの船籍港国で既に実施されておりますように、国外からの申請の対応や多言語対応、また原本郵送の廃止など、スムーズな手続となるようなプロセスへの改善が望まれます。

5つ目は、雇入れ・雇い止めの届出に関しまして、既に電子申請が開始されていますが、あくまでもeメールに必要書類を添付して送付するという形式であり、書類の作成とPDF化等で、負担軽減となっております。この手続に限ってではございませんが、オンライン申請のプラットフォームの直接入力により書類作成をなくし、また必要情報のデータベース化により入力の簡素化等を図っていただくことが望まれております。

そのほか、各手続での意見の詳細につきましては、別添の一覧表をご参照いただきたいと思います。

続きまして、デジタル化に際して期待することの意見のまとめでございます。こちらにつきましては、我が国に先んじてほかの船籍国にて既に実施されている項目がございますので、ご参考までに旗国のマークを付しております。ただし、当協会調べによるものでございますので、認識違い等がございましたらご指摘いただけますと幸いです。

先ほどの手続改善要望でも出ておりましたが、やはり、まずオンラインプラットフォームの構築化、すなわち24時間365日申請の受付ができるシステムを確立することにより、地理的・時間的制約をなくし、申請から交付までの一連の流れがスムーズに行われるようになることが第一に望まれております。

次に多かった意見としましては、申請に伴う収入印紙の購入・貼付けによる負担の軽減についてでございます。他国では、申請後に請求書やデポジット払いとしており、一つ一つの申請に対して収入印紙を貼り付けるということが非効率と捉えております。今後は、電子マネーの活用等、柔軟な手数料支払いの方法についてご検討いただきたいと存じます。

また、外航日本籍船では多数の外国人船員が配乗されておりますので、デジタル化に際しましては、言語の切替え機能の実装等、日本語だけに依存したシステムを取らないよう切にお願い申し上げます。

2段目の入力項目の簡素化と申請状況の管理は、例えば船員手帳の手続などにおいて、各申請ごとに雇用証明、就労実態報告書、乗船履歴証明など、類似する証明書を添付するなど、準備に労力がかかっております。また、申請手続の状況をモニターするためにも、データベース化が整えば、かなりの労力の削減が見込まれます。申請書から承認まで一貫した電子化については、申請だけ電子化され、交付物である承認書の発行まで電子化していないと、利便性に欠けたものとなります。また、手書き交付物の廃止につきましては、特に外国人船員に係る船員手帳、危険物資格、船舶料理士資格、衛生適任証明など、実署名が求められており、日本人スタッフによる確認が必要となっています。これも、ほかの項目と併せて電子化が進むと、確認する手間を大きく削減することができます期待されます。

そのほかの要望につきましては、スライドに表示しているとおりでございます。

最後に、船員行政の電子化にかかわらず、国土交通省のDX取組に対して自由なコメントを求めたところ、スライドにあるような意見がございました。

簡潔に申し上げますと、デジタル化は、一部分の最適化だけではなく、申請から交付まで一貫した設計をお願いしたいという意見、船舶設備や船員の資格について、無線に係るところは総務省管轄となっている部分がございますので、デジタル化に際しては、行政の縦割りによる負担を軽減する工夫をすべきという意見、それから、手続のデジタル化だけでなく、船上における各種記録書誌や書類、また船員手帳や海技免状等についても電子化してほしいという意見、デジタル化に際しては、現状の手続から大幅な変更が予想されますので、十分前広に周知することが必要であるという意見などがございます。

以上、簡単ではございますが、主に外航船の船主・運航者から寄せられました意見としてご紹介いたしました。各意見とはなっておりますが、船主協会としての要望としても受け止めていただけたときたく存じます。

途中で申し上げましたが、ほかの船籍国におきましては船員行政のデジタル化は我が国よりも進んでいるものが多くございます。今後システムをつくり上げていく過程におきまして、申請を受理する行政側、両方の負担軽減を第一に、かつ他国に先んじた取組を含めていただきたいと、ぜひともご検討いただきたたく存じます。

ご清聴ありがとうございました。

**【野川部会長】** ありがとうございます。資料の提出がございました各委員からの発言は以上となります。

それでは、これから意見交換に進みたいと存じます。

今回もウェブ会議でございますので、委員の皆様が同時に話し出してしまうことを避けるため、発言は私の指名の上で行っていただきます。発言を希望されるときは、カメラ、マイクをオンにして、まず「部会長」とご発言いただき、私より指名がありましたら、ご自身の氏名をおっしゃった後、ご発言をお願いいたします。

それでは、本件につきまして、ご発言等ございましたらお願いいたします。

いかがでしょうか。特に意見書を提出されておられない委員の方からでも、あるいは提出して、なお付加的にコメントをしたいという方からでも結構でございます。また、何かご質問等あれば、それもまたよろしくお願いいたします。いかがでしょうか。

よろしいですか。特にございませんか。

課長、お願いいたします。

**【谷口船員政策課長】** すみません、事務局からで恐縮でございます。

今回、いろいろなご意見、アイデアを頂戴しまして、誠にありがとうございます。

デジタル化の前提として、そもそもの今の紙でのやり方の制度をそのままデジタルにするのではなくて、見直しをしなければいけないと思っておりますが、見直しに関するヒントをたくさんいただきまして、かなり項目が多かったので、今ちょっと表にして、これから一個一個議論していきたいと思っております。

デジタル化する前の段階でも制度改正によって利便性が改善できそうなものがありましたら、それについては先んじて実行していきたいと思っております。ありがとうございます。

また、いただいたご意見の中で、もう少し趣旨を確認したいというものなどもございますので、また事務的にご連絡させていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

【野川部会長】 ありがとうございます。

本件につきましては、3月の部会で事務局から説明のございましたとおり、本日の意見等を踏まえまして、事務局で方向性を取りまとめていただき、5月の部会でご議論をお願いしたいと思います。大変貴重なご意見を多数賜りまして、ありがとうございました。私も、この国交省のみならず役所のデジタル化は心から願っているところでございますので、進捗を期待しております。よろしくお願ひいたします。

それでは、次の議題に参ります。

議題1の審議事項でございます「船員派遣事業の許可について」でございますが、本件につきましては、個別事業者の許可に関する事項であり、公開することにより当事者等の利害を害するおそれがございますので、船員部会運営規則第11条ただし書の規定により、審議を非公開とさせていただきます。マスコミ関係の方をはじめ、関係者以外の方はウェブ会議からのご退出をお願いいたします。

非公開での審議となりますので、関係者以外の方全員がウェブ会議から退出しないと議事が始められませんので、ウェブ会議からのスムーズなご退出に協力をお願いいたします。

(非公開・関係者以外退席)

【野川部会長】 本日、意見を求められました諮問につきましては、「別紙に掲げる者に対する船員派遣事業の許可について、許可することが適当である」という結論とすることとし、海事分科会長にご報告したいと存じますが、よろしいでしょうか。

ありがとうございました。

これで本日の予定された議事は全て終了いたしました。

ほかに何かございますか。

では、なければ、事務局にお返しいたします。お願ひいたします。

【岩下労働環境技術活用推進官】 次回の船員部会の開催日程につきましては、部会長にお諮りした上で、改めてご連絡させていただきます。

事務局からは以上でございます。

【野川部会長】 それでは、以上をもちまして、交通政策審議会海事分科会第159回船員部会を閉会いたします。

本日はお忙しいところ、委員及び臨時委員の皆様には会議にご出席を賜り、ありがとうございました。

— 了 —